



PTA規約



2025年5月発行 保存版

世田谷区立希望丘小学校PTA



世田谷区立希望丘小学校保護者と教職員の会

1974年10月16日制定

(PTA) 規約

第一章 名 称

第1条 この会は、世田谷区立希望丘小学校保護者と教職員の会（PTA）といい、事務所を希望丘小学校内におきます。

所在地 東京都世田谷区船橋4-9-1

第二章 目 的

第2条 この会は家庭と学校が協力し、児童が心身ともに健やかに伸び、幸福になるようつとめます。

また、会員相互の教養をたかめ、親睦をはかることを目的とします。

第三章 方 針

第3条 この会は教育を本旨とする民主的かつ自主的な団体として、次の方針に従って活動します。

- 1 保護者と教職員が教育に関する共通理解を深め、校外における児童の補導・福祉を充実させます。
- 2 児童福祉の増進のために活動する他の社会的諸団体、および機関と協力します。
- 3 特定の宗教・政治および営利活動はしません。
- 4 この会または役員ならびに会員は、その名において、この会本来の活動以外のことはしません。
- 5 この会は、学校の人事ならびにその他の管理には干渉しません。

第四章 会 員

第4条

- 1 希望丘小学校に在籍する児童の保護者、または、これに代わる者（以下「保護者」という）
- 2 希望丘小学校に勤務する教職員

第5条 会員はすべて平等の権利と義務を有します。

第6条 会員は、会費を納めます。

ただし、特別の事情のある会員には、会費を減免することができます。

第五章 会 計

第7条 この会の経費は、会費およびその他の収入によってまかねません。

第8条 この会の会費は、総会で定めます。会費の納入方法は細則で定めます。

第9条 この会の経費は、総会で決議された予算にもとづいておこない、決算は、会計監査を経て、総会に報告し承認を得なければなりません。

第10条 この会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年の3月31日におわります。

第六章 役 員

第11条 この会に次の役員をおきます。

- 1 会長（1名）
- 2 副会長（副校長含む、3名以上）
- 3 書記（教職員1名を含む、4名以上）
- 4 会計（教職員1名を含む、4名以上）

第12条 任期

1 役員の任期は1年とします。ただし、次期の者との引継ぎがおこなわれるまでその職務にあたります。

- 2 引続き1年だけは再任することができます。

第13条 職務

- 1 会長は、この会を代表し、会務の運営にあたります。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった時または欠けた時にはその職務を代行します。
- 3 書記はこの会の庶務をつかさどり、記録、書類を保全します。
- 4 会計はこの会のすべての経理にあたり、財産の管理をします。
- 5 役員および校長は、各種委員会に隨時出席し意見をのべることができます。

第七章 会計監査委員

第14条 この会の経理を監査するため2名（保護者）の監査委員をおきます。

監査委員は他の役・委員との兼務はできません。

第15条 会計監査委員は、その年度の会計を隨時監査し、その結果を総会に報告します。

第16条 会計監査の任期は1年とします。なお、引続き1年間だけは再任することができます。

第八章 役員および会計監査委員選出ならびに就任

第17条 役員および会計監査委員の候補者を選考するときは、役員・会計監査委員の選考委員会（以下「選考委員会」という）をおきます。

第18条 選考委員会の構成と運営は細則で定めます。

第九章 総 会

第19条 総会は、全会員をもって構成されるこの会最高の議決機関です。

- 1 総会は、定期総会と臨時総会とします。
- 2 定期総会は、年度はじめに開催します。

第20条 総会で決議する事項は、次のとおりとします。

- 1 前年度の事業報告と、決算報告
- 2 新役員と、会計監査委員の選出
- 3 事業計画と、予算承認
- 4 会費の承認
- 5 規約の改廃
- 6 その他必要と認められる事項の審議

第21条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または、会員の1／10の要求があつたとき開催します。

第22条 総会の日時・場所および議事については、5日前に通知し、定足数は会員の1／3と

します。

第23条 総会の議決は出席者の過半数によります。

第十章 運営委員会

第24条 運営委員会は、この会の役員・各常置委員会の正副委員長、各学級代表委員および特別委員会のある場合は、その委員長によって構成されます。

第25条 運営委員会の任務は次のとおりです。

- 1 各委員会で立案された計画や重要事項の審議
- 2 総会に提出する議案の作成
- 3 特別委員会の設置に関する事項
- 4 各委員会の調整と連絡
- 5 細則の改廃
- 6 その他必要と認めた事項

第26条 運営委員会は会長が必要と認めたとき、または、構成員の1/4以上の要求があったときに開き、半数以上の出席者によって成立します。

第十一章 常置委員会および特別委員会

第27条 この会の必要な事項について調査・研究・立案するために常置委員会をおきます。

第28条 常置委員会については細則で定めます。

第29条 特別な事項について必要があるときは、特別委員会をおくことができます。

第30条 特別委員会は、その任務が終了したとき解散します。

第十二章 改 正

第31条 この会の規約の改正は、総会出席者の2/3以上の賛成によって改正することができます。

ただし、規約の改正案は総会の5日前に全会員に知らせなければなりません。

第32条 細則は、運営委員会構成員の2/3以上の賛成によって改正することができます。

第十三章 個人情報取扱方法

第1条 この会の個人情報取扱は法令を遵守し、PTAで決めたルールに従って厳重に管理します。

第2条 この会が取得・保有する個人情報及びその利用の同意は、PTA会長宛の情報提出によって同意したものとみなします。

1. 会員氏名
2. 住所
3. 電話番号、メールアドレス
4. 児童名、学年、クラス

第3条 会員本人から個人情報の開示、利用停止、訂正、削除を求められたときは、これに応じます。申し出があった場合、この会は直ちに該当する個人情報の開示、利用停止、訂正、削除をしなければなりません。ただし、名簿等、既に配布しているものについては削除の連絡をすることできれども、これに替えます。

第4条 この会は、取得・保有した個人情報をPTA活動に必要なことに利用し、それ以外の目的では利用しません。

第5条 この会は、取得・保有した個人情報を同意なしに第三者に提供しません。また、今回の

保有する個人情報は学校保有の個人情報以内であり、この会から第三者に提供しません。

第6条 個人情報は、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管します。

第7条 個人情報は、漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会役員に報告します。

第8条 この会は、取得・保有した個人情報を学年度末に廃棄します。また、転出の際は直ちに処分します。

付 則

この規約は1974年10月16日より実施致します。

第七章 第14条の一部	1977年3月11日改正
第十章 第24条の一部削除	1992年5月16日改正
第四章 第4条	1994年3月 5日改正
第七章 第14条	2001年5月19日改正
第九章 第19条2	2013年3月11日改正
第六章 第12条2	2014年3月20日改正
第六章 第12条2の一部削除	2015年5月 7日改正
第一章 第1条の一部追加	2018年1月13日改正
第六章 第11条の一部	2018年1月13日改正
第十三章 第1～8条	2018年1月13日追加
第十二章 第32条の一部削除	2024年5月30日改正
第六章 第13条2	2025年5月16日改正
第十三章 第2条	2025年5月16日改正

細 則

第一章 会 費

第1条 会費は、一家庭年額3,000円（保険代含）とします。

（内訳：PTA会費2,800円、損害保険190円、賠償保険10円）

第2条 会費は、一学期のうち全額納入します。

第二章 選考委員会の構成と運営

第3条 選考委員会の構成は、次のとおりにします。

1 6年生の保護者からの選出は不要とし、1～5年生の各学級の保護者の中から、それぞれ1～2名の選考委員を選出します。

2 教職員の中から1名の選考委員を選出します。

3 選考委員会は、委員中より正副委員長各1名（保護者）を選出します。

第4条 選考委員会は、立候補もしくは抽選による候補者の中から各役員および、会計監査委員を選考します。方法は次のようにします。

候補者は、原則として各学級の中から1名選びます。

ただし、選考状況によってはこの限りではありません。また、状況に応じ、各学年から補欠候補者を1名選びます。

第5条 選考委員は、候補者の氏名を公表してはなりません。ただし、候補者の希望により、氏名を公表することができます。また、経過に関しては、必要に応じて公表することができます。

第6条 選考委員が候補者となったときは、選考委員を辞し、状況に応じて改めて代わりの選考委員を選出します。

第7条 新たに選出した選考委員の氏名は、直ちに公表しなければなりません。

第8条 選考委員会は、役員および、会計監査委員の候補者をあげ、本人の同意を得て、会員の承認を得ます。その場合の議決は会員の1／3によります。

第9条 選考委員会は、その任務が終了したとき解散します。

第三章 役員および委員の補充

第10条 会長に欠員が生じたときは、副会長のうちから補充します。

第11条 会長以外の役員または、委員に欠員が生じたときは、運営委員会がこれを補充します。

第12条 任期は、前任者の残任期間とします。

第四章 常置委員会および特別委員会

第13条 常置委員会は、学級代表委員会、校外委員会、広報委員会、家庭教育学級委員会をおきます。

第14条 各常置委員会と特別委員会の委員は、それぞれの会員の互選により会長が委嘱します。

第15条 委員長および委員の任期は1年とします。ただし再任はさまたげません。

第16条 常置委員会の委員および正副委員長の選出は、次のとおりとします。

1 学級代表委員会

イ 学級代表委員は、各学級毎に保護者の中から2名選出します。

ロ 学級代表委員の互選により委員長（保護者1）副委員長（保護者1、教職員1）を選出します。

ハ 学級代表委員の運営委員会への出席は、各学級から1名の出席。2名での出席も可。ただし、議決権は1票とします。

2 校外委員会

- イ 校外委員は、各班より世帯数に合わせて選びます（以下「班長」という）。
- ロ 各班長の互選により、校外委員長（保護者1）副委員長（保護者2、教職員1）を選出します。ただし、副委員長の議決権は1票とします。
- ハ 班長が校外委員長および副委員長に選出された班は、あらためて班長を選出することができます。

3 広報委員会

- イ 広報委員は、各学級毎又は学年毎に保護者の中から1～2名選出します。
- ロ 広報委員の互選により、委員長（保護者1）副委員長（保護者1、教職員1）を選出します。

4 文化厚生委員会（削除）

5 家庭教育学級委員会

- イ 家庭教育学級委員は、各学級毎又は学年毎に保護者の中から1～2名選出します。
- ロ 家庭教育学級委員の互選により、委員長（保護者1）副委員長（保護者1、教職員1）を選出します。

第17条 学級代表委員会は、学級相互の連絡・調整の任にあたります。

第18条 校外委員は、家庭と学校の緊密な連絡のもとに、児童の生活全般の補導にあたります。

第19条 広報委員会は、PTA広報を発行しPTA活動を全会員に伝えます。

第20条（削除）

第21条 家庭教育学級委員会は、世田谷区教育委員会の委託により実施される家庭教育学級を開催します。

第五章 学年委員会

第22条 学年委員会は、各学級代表委員と、その学年の担任教員によって構成することができます。学年代表委員正副各1名は、各学級代表委員より互選により選出します。

第23条 学年委員会は、学年として必要な事項をおこないます。

第六章 学級PTA

第24条 学級PTAは、学級に属する会員と、学級担任によって構成され、また学級相互の親睦をはかり、学級の必要事項を行います。

第七章 学校側役員・委員の選出

第25条 学校側の役員・副委員長等は、学校が推薦します。

付 記

この細則は、総会成立後の1974年10月16日より実施します。

第二章 第4条、第7条

第四章 第13条、第16条、第19条の一部

1976年12月20日改正

1979年 2月21日改正

1979年11月29日改正

第一章 第2条

1984年 2月20日改正

第一章 第1条

1989年 3月 8日改正

第二章 第3条

1994年 3月 5日改正

第一章 第1条

2000年 3月 4日改正

第四章 第13条の一部 第16条の5追記、2の一部削除

第21条 追記

2001年 3月 3日改正

第四章 第16条の2・3・4・5、第16条の4にハを追記

2002年 3月 2日改正

第四章 第13条の一部削除

第16条の2のイ、ロの一部改正

第16条の4のイ、ロ、ハを削除

第20条を削除

2006年 3月 4日改正

第二章 第3条の1一部改正

第四章 第16条の2のロ一部改正

第16条の3のイ一部改正

第16条の5のイ一部改正

2009年 1月17日改正

第二章 第5条の一部改正

2010年 7月 3日改正

第四章 第16条の2のイ一部改正

2013年12月13日改正

第二章 第8条の一部改正、追記

2015年 3月14日改正

第四章 第16条のイ、ロ、ハ一部改正

2016年 1月15日改正

第四章 第16条の2のイ一部改正

2017年12月 2日改正

第二章 第3条の2一部改正

第4条の1一部改正

第5条の一部改正

第6条の一部改正

第四章 第16条の1にハを追記

2019年 9月14日改正

第二章 第7条の一部改正

2019年12月14日改正

第一章 第1条の一部改正

第二章 第3条1の一部改正

第四章 第16条の2、ロの一部改正

2023年 2月 3日改正

第二章 第4条改正、第8条の一部削除

2025年 3月 8日改正

慶弔内規

	(イ) 児童に対するもの	(ロ) 保護者に対するもの	(ハ) 教職員に対するもの (主事含む)
死亡	10,000円	10,000円	10,000円
災害		3,000円	3,000円
配偶者・子・父母の死亡			3,000円
結婚（本人）			2,000円
出生（本人・配偶者）			2,000円

1. 該当者が出た場合・児童保護者会員については、会長が会員代表として届ける。
2. 原則としてこの内規によるほか、学年、学級等の単位による慶弔金は集めないものとする。
3. 上記以外で特別に必要な場合は役員会で検討する。